

留萌川公募型樹木配布試行への参加者募集要項

令和 5 年 7 月 28 日
留萌開発建設部留萌開発事務所

留萌開発事務所では、河川内の樹木の有効活用を目的として、伐採した樹木をバイオマス燃料やストーブ、アウトドアの薪などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木配布」(無償配布)を試行します。

本試行により配布した樹木については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用、加工及び販売などを行うことができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式」に必要事項を記入し、期日までに応募してください。

【応募要領】

1 応募方法

公募型樹木配布の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記入し、8月31日(木)までに郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法で以下の宛先まで送付してください。

応募先

郵 送：〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地
留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課 宛
メールアドレス：hkd-rm-kaizi-kasen@nyb.mlit.go.jp
F A X：0164-43-8574

2 応募資格

以下の不適合事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
 - ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
 - ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- 二) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3 樹木採取の概要

- イ) 配布期間：令和5年9月11日(月)～令和5年10月31日(火)
- ロ) 配布予定場所：留萌市潮静町3丁目
- ハ) 主な樹種：ヤナギ類が主体(直径5cm～15cm程度、長さ1m程度)

4 樹木採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合し樹木配布の効果(配布量や時期などを勘案)や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、当選者に郵送又はEメールで通知いたします。なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

5 その他

- イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木の運搬方法)を確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、配布に先立ち採取方法や作業工程等について留萌開発事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、留萌開発事務所の担当者から連絡いたします。
- ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- ニ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
- ホ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

問合せ先

留萌開発建設部 留萌開発事務所 河川課

〒077-0022 留萌市堀川町2丁目78番地

電話：0164-42-3132

F A X：0164-43-8574